

第 20 回 魚沼市地域公共交通協議会 次第

期日：平成 29 年 7 月 25 日(火)午後 1:30～

会場：魚沼市役所小出庁舎 3 階「302 会議室」

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

議案第 1 号

入広瀬地域コミュニティバス運行に関する事項について

4. その他

5. 閉 会

議案第1号

入広瀬地域コミュニティバス運行に関する事項について (案)

(実施目的)

入広瀬地域内の交通不便地や高齢者等の移動が制約される地域において、地域住民が互いに助け合いながら、これらの課題を解決するコミュニティバスの運行を入広瀬コミュニティ協議会が実施主体となって取り組むものです。

また、魚沼市は補助金交付要綱を制定し補助金を交付します。

(実施内容)

入広瀬コミュニティ協議会による地域コミュニティバスの運行とし、協議会の事務所は魚沼市役所入広瀬庁舎内に置きます。

また、運行するコミュニティバスの車庫は、魚沼市役所入広瀬庁舎の車庫を借用し車庫とします

(実施時期)

平成29年10月1日から

(会費及び協賛金)

会費は1世帯あたり2,000円(年会費)とし、徴収方法については、入広瀬コミュニティ協議会内で協議し決定します。また協賛金については、本事業に賛同する企業及び個人から徴収します。

(運賃)

年会費(2,000円)を納入した世帯員は、全区間を無料で乗車できます。

(乗合タクシーの廃止)

地域コミュニティバス運行に伴い、入広瀬地域乗合タクシーは廃止とします。

入広瀬地域コミュニティバス乗降者数調べ(実証実験)

(平成28年10月)

系統	10/3	10/5	10/7	10/10	10/12	10/14	10/17	10/19	10/21	10/24	10/26	10/28	10/31	計
便数	23	11	21	20	11	21	12	13	26	13	10	17	15	213
地域循環	7便													

(単位:人)

(平成28年11月)

系統	11/2	11/4	11/7	11/9	11/11	11/14	11/16	11/18	11/21	11/23	11/25	11/28	11/30	計
便数	2	5	5	7	10	15	7	4	8	10	14	8	21	116
上方	6便													
大崩山・穴沢	1	6	2	7	7	4	11	2	6	4	3	6	21	80
大白川	9	5	3	3	4	4	6	2	2	4	1	4	16	63
合計	12	16	10	17	21	23	24	8	16	18	18	18	58	259

※月・水・金の週3日運行。乗合タクシーも平行運行

入広瀬地域 乗合タクシー利用者数(平成28年度)

系統	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
便数	112	105	94	121	159	114	98	94	164	176	224	200	1,661
穴沢~大白川	2	13	10	15	11	11	7	11	18	14	24	22	168
大白川~穴沢	8	18	12	13	10	13	5	8	20	28	32	31	198
上方環状線	92	74	72	93	138	90	86	75	126	134	168	147	1,295
合計	112	105	94	121	159	114	98	94	164	176	224	200	1,661

(単位:人)

月平均 138

コミュニティバス、乗合タクシーの運行経費(年間)

- コミュニティバス:約4,900千円(補助金、コミバスリース料、保険料)
- 乗合タクシー:約5,700千円(運行費補助金として魚沼市が運行業者に支払い)

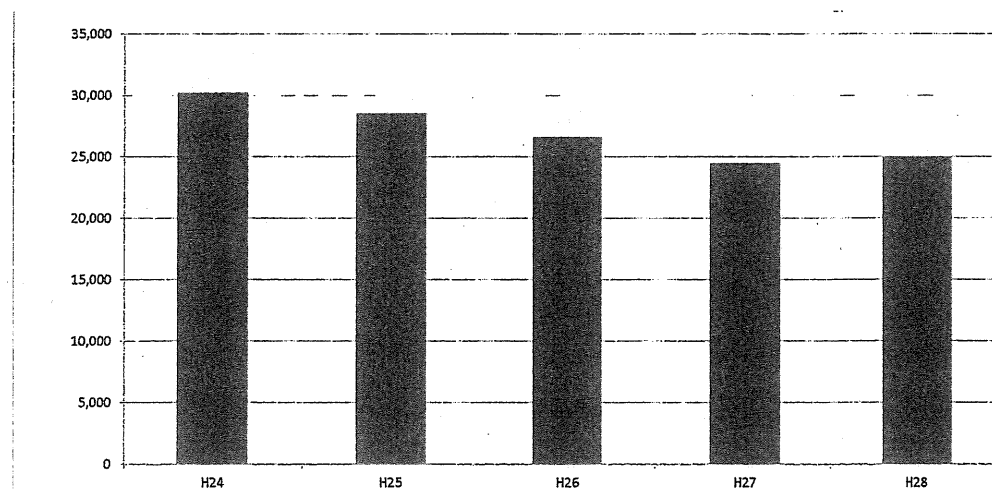
入広瀬地域コミュニティバス実証実験のまとめ

- 11月にダイヤ改正を行い3系統で運行したところ、利用者が増加した。
- 利用者は、週3日の運行にも関わらず、10月213人、11月259人で、乗合タクシーの平成28年度1ヶ月平均利用者138人に比べ、大幅にコミバス利用者の方が多かった。
- 利用者からは、今後もコミバス運行を続けて欲しいなどと概ね好評の声をいただいた。

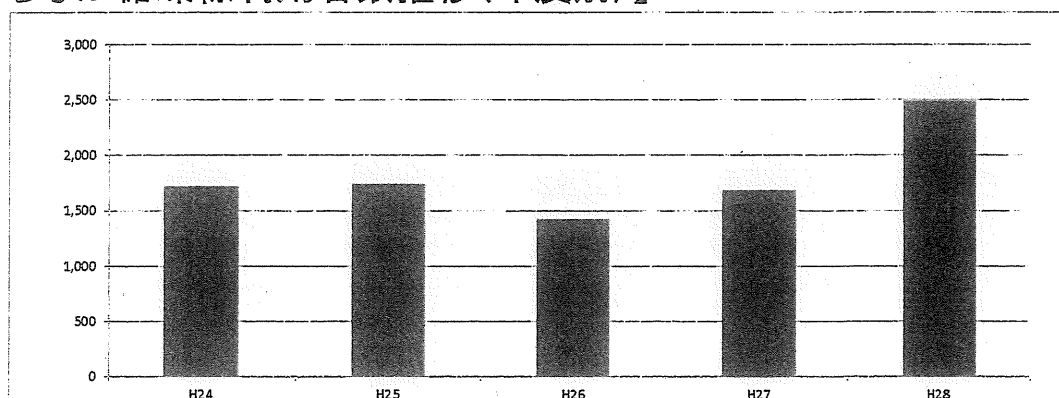
■ 平成24年度～28年度 乗合タクシー利用者数

地域	路線	H24	H25	H26	H27	H28
堀之内地域乗合タクシー	新道島	1,385	1,245	1,403	1,263	1,288
	上稻倉・魚野地	5,971	5,296	4,338	3,966	3,724
小出地域乗合タクシー	小出地域	6,082	6,550	7,112	6,334	6,527
湯之谷地域乗合タクシー	湯之谷地域	289	339	343	334	280
広神地域乗合タクシー	田中・清木・長松・米沢	226	301	376	320	324
	三ツ又	758	699	890	827	878
	水沢・越又・泉沢	645	775	789	733	782
	滝之又	1,600	1,313	1,293	1,030	1,042
広神地域内定期便	広神地域内定期便	2,504	2,566	2,375	2,238	1,908
守門地域乗合タクシー	高倉	2,743	2,734	2,305	2,249	2,244
	赤土	36	33	42	61	47
	福山新田	4,216	3,013	2,278	1,986	1,886
入広瀬地域乗合タクシー	大白川～穴沢	588	273	252	264	366
	上方環状線	1,490	1,689	1,435	1,252	1,295
まちなか循環線	まちなか循環線	1,725	1,750	1,429	1,689	2,488
計		30,258	28,576	26,660	24,546	25,079

【乗合タクシー利用者数推移(年度別)】



【小出まちなか循環線利用者数推移(年度別)】





地域による 地域のための 地域の交通
入広瀬地域

コミュニティバス

い
り
ろ
る
せ

入広瀬コミュニティバス
運行計画(素案)



平成 29 年 7 月

入広瀬コミュニティ協議会

1. はじめに ～コミュニティ協議会の基本的な考え方～

入広瀬地域内の交通不便地や高齢者の移動が困難な地域において、地域住民が互いに助け合いながら、市民の足となるコミュニティバスの運行をコミュニティ協議会が取り組む。

コミュニティバスは地域住民が会員となって運行を始める。また、バス運行についても安全性・安定性を確保しながら、地域内の力（地域内雇用）を活用する。

地域の問題

・自家用車を運転する人も含め、「市民の足の確保」を地域の課題として捉える。

正確な需要把握

・地域の意見聴取がしやすく、正確な需要と必要なサービスの把握。

運行計画策定

・利用者と運営主体の両方の視点で運行計画策定。自らの負担とサービスの関係を確認したうえで、適切なレベルを検討。

柔軟な運営とサービス

・地域雇用・人材活用による地域活性化などの事業と連携した運行。



地域住民による持続的・安定的な「地域の足」確保へ

2. コミュニティバス運行計画

①入広瀬地域内を「上方方面」「大栃山・穴沢方面」「大白川方面」の3方面を基本としダイヤを設定する。

	上方方面	大栃山・穴沢方面	大白川方面
ルート	寿和温泉—芋鞆 —横根—農協— 寿和温泉	寿和温泉—大栃山 —穴沢—寿和温泉	寿和温泉—大白 川—寿和温泉
便数	6便	5便	5便

②運行日

週3便(月・水・金)の運行を基本とし、運行日が祝日であっても運行する。

③運休日

年末年始「12月29日～1月3日」とし、天候、災害により運行を中止することがある。

④会費

1世帯2,000円とし、毎年度の1年会員とする。

⑤運行車両

魚沼市より無償貸与(任意保険についても市で加入。小型バス(10人乗り)1台

⑥事務所

入広瀬庁舎に事務所を置く。

【上方 方面】

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便
寿和温泉	-	-	-	-	14:03	15:38
農協前	-	10:13	10:55	12:14	14:05	15:40
穴沢バス停	-	-	-	12:15	バス12:11着	
入広瀬庁舎	7:05	10:14	10:56	12:16	14:06	15:41
平成館	7:07	10:16	10:58	12:18	14:08	15:43
白坂	7:09	10:18	11:00	12:20	14:10	15:45
あけぼの館	7:10	10:19	11:01	12:21	14:11	15:46
芋鞆 佐藤武司宅前	7:11	10:20	11:02	12:22	14:12	15:47
芋鞆 佐藤正行宅前	7:12	10:21	11:03	12:23	14:13	15:48
芋鞆神社入口	7:13	10:22	11:04	12:24	14:14	15:49
田小屋アパート前	7:14	10:23	11:05	12:25	14:15	15:50
横根 渡辺フジイ宅前	7:16	10:25	11:07	12:27	14:17	15:52
横根 渡辺政支宅前	7:17	10:26	11:08	12:28	14:18	15:53
みずほ会館	7:18	10:27	11:09	12:29	14:19	15:54
横根 佐藤新作宅前	7:19	10:28	11:10	12:30	14:20	15:55
平野又十字路口	7:23	10:32	11:14	12:34	14:24	15:59
農協前	-	10:34	11:16	-	-	-
寿和温泉	-	-	-	12:36	14:26	16:01
穴沢バス停	7:26	バス7:39発 小出方面行き				

【大白川 方面】

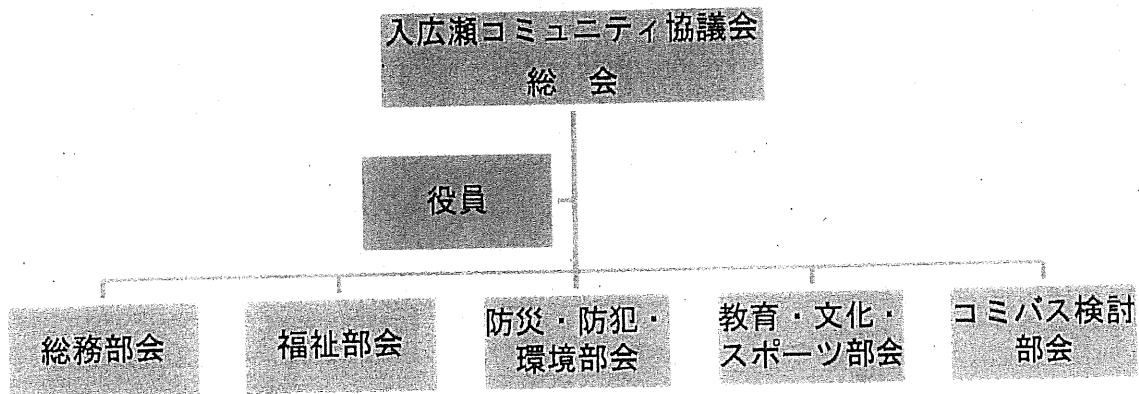
停留所	1便	2便	3便	4便	5便
寿和温泉	-	-	12:55	14:47	16:22
農協前	8:25	9:22	12:57	14:49	16:24
穴沢バス停	8:26	9:23	12:58	14:50	16:25
穴沢寺前	8:27	9:24	12:59	14:51	16:26
柿ノ木	8:31	9:28	13:03	14:55	16:30
大白川駅	8:37	9:34	13:09	15:01	16:36
末沢三叉路	8:38	9:35	13:10	15:02	16:37
末沢処理場入口前	8:39	9:36	13:11	15:03	16:38
木工所	8:41	9:38	13:13	15:05	16:40
本村	8:42	9:39	13:14	15:06	16:41
山菜会館	8:43	9:40	13:15	15:07	16:42
山菜会館	8:44	9:41	13:16	15:08	16:43
本村	8:45	9:42	13:17	15:09	16:44
木工所	8:46	9:43	13:18	15:10	16:45
末沢処理場入口前	8:48	9:45	13:20	15:12	16:47
末沢三叉路	8:49	9:46	13:21	15:13	16:48
大白川駅	8:50	9:47	13:22	15:14	16:49
柿ノ木	8:56	9:53	13:28	15:20	16:55
穴沢寺前	9:00	9:57	13:32	15:24	16:59
穴沢バス停	9:01	9:58	13:33	15:25	17:00
農協前	9:02	9:59	13:34	15:26	17:02
寿和温泉	-	-	13:36	15:28	-
大栃山入口(やまけ)	-	-	-	-	17:03
北新工機前	-	-	-	-	17:04

【大栃山・穴沢 方面】

停留所	1便	2便	3便	4便	5便
寿和温泉	-	-	12:37	14:28	16:03
農協前	10:00	10:35	12:39	14:30	16:05
諸橋智宅前	10:01	10:36	12:40	14:31	16:06
佐藤誠一宅前	10:02	10:37	12:41	14:32	16:07
大栃山大島晃宅前	10:03	10:38	12:42	14:33	16:08
大栃山須田宅前	10:04	10:38	12:43	14:34	16:09
大栃山入口(やまけ)	10:05	10:39	12:44	14:35	16:10
北新工機前	10:06	10:40	12:45	14:36	16:11
黒又入口(消防小屋前)	10:07	10:41	12:46	14:37	16:12
大瀬建設前	10:08	10:42	12:48	14:39	16:14
旧つくしや宅前	10:09	10:43	12:49	14:40	16:15
穴沢寺前	10:10	10:44	12:50	14:41	16:16
穴沢バス停	10:11	10:45	12:51	14:42	16:17
農協前	10:12	10:46	12:52	14:43	16:18
寿和温泉	-	-	12:54	14:45	16:20

3. 組織体制

コミュニティバスは、入広瀬コミュニティ協議会が運行主体となり、魚沼市から補助金を受け安全性・安定性を確保しながら運行する。なお、地域内の力（運転手等の地域雇用）を活用するとともに、地域に密着した運営を目指す。



会長

- ・コミュニティバス運営・運行責任者
- ・安全管理

検討委員

- ・運行形態・運行計画の策定
- ・事業展開による地域活性化の検討

事務員

- ・コミュニティバス運営・運行事務
- ・検討委員業務の事務

運転員

- ・安全なコミュニティバスの運行

議案第2号

魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について（案）

魚沼市地域公共交通協議会の規約の一部を下記のとおり改正するもの。

記

1. 改正の内容

第6条別表中、

「法第6条第2項第2号の委員」に「入広瀬コミュニティ協議
会
会長」を追加する。

2. 改正後の魚沼市地域公共交通協議会規約 別紙（案）のとおり

3. 魚沼市地域公共交通協議会規約 新旧対照表 別紙（案）のとおり

魚沼市地域公共交通協議会規約 (案)

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、魚沼市小出島130番地1魚沼市役所小出庁舎内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること
- (4) 道路運送法施行規則第49条第2項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監査員2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第8条 会長は、魚沼市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市企画政策課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、魚沼市企画政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、魚沼市企画政策課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。
- 8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答

をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(分科会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員及び第12条第5項の関係者(以下「協議会委員等」という。)が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

2 協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。

3 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第17条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあつては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年9月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年6月20日から施行する。

この規約は、平成29年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 管理課長
	魚沼市タクシー協会 会長
	ひかり交通株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅 駅長
	入広瀬コミュニティ協議会 会長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所計画課 課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長
	魚沼市土木課建設室 室長
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長
	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局企画振興部地域振興課 課長
	新潟県立小出高等学校 校長
	新潟県立堀之内高等学校 校長
	魚沼市老人クラブ連合会 会長
	魚沼市地域自立支援協議会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長
	魚沼市福祉課介護福祉室 室長

魚沼市地域公共交通協議会規約 新旧対照表

改正	現行	備考
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、協議会として設置する。</p> <p>(名称)</p> <p>第 2 条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。</p> <p>(事務所)</p> <p>第 3 条 協議会の事務所は、魚沼市小出島 130 番地 1 魚沼市役所小出庁舎内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第 4 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のため地域の取組みを進め、効率的かつ効果的に推進することを目的とする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、協議会として設置する。</p> <p>(名称)</p> <p>第 2 条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。</p> <p>(事務所)</p> <p>第 3 条 協議会の事務所は、魚沼市小出島 130 番地 1 魚沼市役所小出庁舎内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第 4 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のため地域の取組みを進め、効率的かつ効果的に推進することを目的とする。</p>	
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、協議会として設置する。</p> <p>(名称)</p> <p>第 2 条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。</p> <p>(事務所)</p> <p>第 3 条 協議会の事務所は、魚沼市小出島 130 番地 1 魚沼市役所小出庁舎内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第 4 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のため地域の取組みを進め、効率的かつ効果的に推進することを目的とする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、協議会として設置する。</p> <p>(名称)</p> <p>第 2 条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。</p> <p>(事務所)</p> <p>第 3 条 協議会の事務所は、魚沼市小出島 130 番地 1 魚沼市役所小出庁舎内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第 4 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のため地域の取組みを進め、効率的かつ効果的に推進することを目的とする。</p>	

<p>(協議事項等)</p> <p>第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。 (2) 計画の実施に関すること。 (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること。 (4) 道路運送法施行規則第49条第2項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること。 (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。 (6) 協議会の運営に関すること。 (7) その他協議会が必要と認めること。 <p>(組織)</p> <p>第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 協議会に次の役員を置く。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長 1人 (2) 副会長 1人 (3) 監査員 2人 3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。 <p>(委員の任期)</p>	<p>(協議事項等)</p> <p>第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。 (2) 計画の実施に関すること。 (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること。 (4) 道路運送法施行規則第49条第2項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること。 (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。 (6) 協議会の運営に関すること。 (7) その他協議会が必要と認めること。 <p>(組織)</p> <p>第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 協議会に次の役員を置く。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長 1人 (2) 副会長 1人 (3) 監査員 2人 3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。 <p>(委員の任期)</p>
--	--

<p>第7条 委員の任期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。</p> <p>(2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第8条 会長は、魚沼市長をもって充てる。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。</p> <p>(副会長)</p> <p>第9条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。</p> <p>(監査員)</p> <p>第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。</p> <p>2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。</p>	<p>第7条 委員の任期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。</p> <p>(2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第8条 会長は、魚沼市長をもって充てる。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。</p> <p>(副会長)</p> <p>第9条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。</p> <p>(監査員)</p> <p>第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。</p> <p>2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。</p>
---	---

<p>(事務局)</p> <p>第 11 条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市企画政策課内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局には事務局長を置き、魚沼市企画政策課長をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、魚沼市企画政策課職員をもって充てる。</p> <p>(協議会の会議の運営等)</p> <p>第 12 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</p> <p>4 協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。</p> <p>6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第 11 条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市企画政策課内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局には事務局長を置き、魚沼市企画政策課長をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、魚沼市企画政策課職員をもって充てる。</p> <p>(協議会の会議の運営等)</p> <p>第 12 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</p> <p>4 協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。</p> <p>6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。</p>
---	---

<p>7 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。</p> <p>8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第 2 項及び第 4 項の規定を準用する。</p> <p>(分科会の設置)</p> <p>第 13 条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。</p> <p>2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費)</p> <p>第 14 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。</p> <p>2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。</p> <p>3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現</p>	<p>7 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。</p> <p>8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第 2 項及び第 4 項の規定を準用する。</p> <p>(分科会の設置)</p> <p>第 13 条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。</p> <p>2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費)</p> <p>第 14 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。</p> <p>2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。</p> <p>3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現</p>
--	--

<p>金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第 16 条 委員及び第 12 条第 5 項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。</p> <p>2 協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。</p> <p>3 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。</p> <p>(協議会の解散等)</p> <p>第 17 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。</p> <p>(規約の変更)</p> <p>第 18 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならぬ。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあつては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。</p>	<p>金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第 16 条 委員及び第 12 条第 5 項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。</p> <p>2 協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。</p> <p>3 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。</p> <p>(協議会の解散等)</p> <p>第 17 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。</p> <p>(規約の変更)</p> <p>第 18 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならぬ。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあつては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。</p>
--	--

<p>(その他)</p> <p>第 19 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成21年3月17日から施行する。</p> <p>この規約は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成21年9月1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成29年6月20日から施行する。</p> <p>この規約は、平成29年 月 日から施行する。</p>	<p>(その他)</p> <p>第 19 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成21年3月17日から施行する。</p> <p>この規約は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成21年9月1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成29年6月20日から施行する。</p> <p>加える</p>																										
<p>別表 (第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第6条第2項第1号の委員</td> <td>魚沼市長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">法第6条第2項第2号の委員</td> <td>南越後観光バス株式会社 管理課長</td> </tr> <tr> <td>魚沼市タクシー協会 会長</td> </tr> <tr> <td>ひかり交通株式会社 代表取締役</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅駅長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>入広瀬コミュニティ協議会 会長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国土交通省北陸地方整備局長 岡国道</td> </tr> </tbody> </table>	区分	委員	法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長	法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 管理課長	魚沼市タクシー協会 会長	ひかり交通株式会社 代表取締役	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅駅長		入広瀬コミュニティ協議会 会長		国土交通省北陸地方整備局長 岡国道	<p>別表 (第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第6条第2項第1号の委員</td> <td>魚沼市長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">法第6条第2項第2号の委員</td> <td>南越後観光バス株式会社 管理課長</td> </tr> <tr> <td>魚沼市タクシー協会 会長</td> </tr> <tr> <td>ひかり交通株式会社 代表取締役</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅駅長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加える</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国土交通省北陸地方整備局長 岡国道</td> </tr> </tbody> </table>	区分	委員	法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長	法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 管理課長	魚沼市タクシー協会 会長	ひかり交通株式会社 代表取締役	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅駅長		加える		国土交通省北陸地方整備局長 岡国道
区分	委員																										
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長																										
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 管理課長																										
	魚沼市タクシー協会 会長																										
	ひかり交通株式会社 代表取締役																										
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅駅長																										
	入広瀬コミュニティ協議会 会長																										
	国土交通省北陸地方整備局長 岡国道																										
区分	委員																										
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長																										
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 管理課長																										
	魚沼市タクシー協会 会長																										
	ひかり交通株式会社 代表取締役																										
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅駅長																										
	加える																										
	国土交通省北陸地方整備局長 岡国道																										

<p>事務所計画課 課長</p> <p>新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長</p> <p>魚沼市土木課建設室 室長</p> <p>新潟県小出警察署 署長</p> <p>地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、広神地区、守門地区、入広瀬地区）</p> <p>学識経験者</p> <p>国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長</p> <p>国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官</p> <p>新潟県魚沼地域振興局企画振興部地域振興課 課長</p> <p>新潟県立小出高等学校 校長</p> <p>新潟県立堀之内高等学校 校長</p> <p>魚沼市老人クラブ連合会 会長</p> <p>魚沼市障害者自立支援協議会 会長</p> <p>日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長</p> <p>魚沼市福祉保健課介護福祉室 室長</p>	<p>事務所計画課 課長</p> <p>新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長</p> <p>魚沼市土木課建設室 室長</p> <p>新潟県小出警察署 署長</p> <p>地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、広神地区、守門地区、入広瀬地区）</p> <p>学識経験者</p> <p>国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長</p> <p>国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官</p> <p>新潟県魚沼地域振興局企画振興部地域振興課 課長</p> <p>新潟県立小出高等学校 校長</p> <p>新潟県立堀之内高等学校 校長</p> <p>魚沼市老人クラブ連合会 会長</p> <p>魚沼市障害者自立支援協議会 会長</p> <p>日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長</p> <p>魚沼市福祉保健課介護福祉室 室長</p>	<p>法第6条第2項第3号の委員</p>	<p>事務所計画課 課長</p> <p>新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長</p> <p>魚沼市土木課建設室 室長</p> <p>新潟県小出警察署 署長</p> <p>地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、広神地区、守門地区、入広瀬地区）</p> <p>学識経験者</p> <p>国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長</p> <p>国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官</p> <p>新潟県魚沼地域振興局企画振興部地域振興課 課長</p> <p>新潟県立小出高等学校 校長</p> <p>新潟県立堀之内高等学校 校長</p> <p>魚沼市老人クラブ連合会 会長</p> <p>魚沼市障害者自立支援協議会 会長</p> <p>日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長</p> <p>魚沼市福祉保健課介護福祉室 室長</p>
--	--	----------------------	--